

夏季死亡災害ゼロ101日運動

に取り組みましょう

〈令和5年6月1日～令和5年9月9日〉

「夏季死亡災害ゼロ101日運動」は、労働者の生命を守る重要な活動と位置づけ、平成9年から継続して取り組んでいるものです。昨年は残念ながら2件発生し、8年連続目標達成（「死亡災害ゼロ」）からのさらなる更新とはなりません。

今年度は「死亡災害ゼロ」を達成するため、各事業場においては、安全衛生管理体制を強固なものとし、労働者一人ひとりの安全衛生意識の高揚を図り、労使双方の協力のもと各重点対象への取り組みをお願いします。また実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にもご留意願います。

重点事項1	墜落災害をなくそう！ ＜最も多く死亡労働災害が発生している災害です＞
①	まずは、墜落・転落の恐れがある場所があるかを点検し、危険の場所と程度を把握しましょう。 <small>（作業導入前の検討会、リスクアセスメント、安全パトロール、作業開始前打合せなど）</small>
②	墜落・転落の恐れがある場所には、事前に、足場を設置あるいは手すりや作業床の設置を行います。
③	足場の設置が困難な場所においては、親綱、安全ブロック等を設けるとともに、墜落制止用器具を使用しましょう
④	毎日、作業開始前に、手すり等の脱落の有無について点検を行います
⑤	はしご、脚立の安全な使用方法を理解した上で使用しましょう。
⑥	運送機は、荷主と協力し、荷役作業場所に墜落制止用器具の取付設備や作業台を設置する等の対策を講じましょう。
⑦	車両の昇降は3点支持で行いましょう。
⑧	高所作業ではヘルメットをかぶりましょう。

重点事項2	熱中症をなくそう！ 5月1日から9月30日 ＜STOP！熱中症クールワークキャンペーンを展開中です＞
①	WBGT値の把握は、JIS規格(JIS Z 8504 又は JIS B 7922)に適合したWBGT値指数計で測定しましょう。
②	作業計画として、新規入職者や休み明けの労働者等に対する熟練化プログラム、WBGT値に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT基準値を大幅に超えた場合の作業中止に関する事項が含まれているものを作成し、当該計画に基づき管理を進めましょう。
③	のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、水分および塩分の作業前後の摂取および作業中の定期的な摂取をしましょう。
④	WBGT値を超えるおそれのある場所での作業を行うことが想定されるときは、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備、ミストシャワー等の設備を設置し、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい場所の確保を検討しましょう。
⑤	透湿性及び通気性の良い作業着等を着用する他、身体を冷却する機能をもつ服の着用を検討しましょう。
⑥	異変を感じたら、ためらわずに病院へ搬送、若しくは救急車を呼びましょう。

重点事項3	車両系建設機械、車両系荷役運搬機械、車両系木材伐出機械、移動式クレーンによる災害をなくそう！
①	作業を行う範囲・移動する範囲等を作業計画に明記し、労働者に周知することにより、関係者間で作業の内容と安全対策を共有しましょう。
②	労働者との接触防止のための物理的な対策を考え、措置を講じましょう。
③	転落・横転を防止するため、路肩の補強や明示などの物理的な対策を考え、措置を講じましょう。

重点事項4	加工機械、コンベアへのはさまれ・巻き込まれ災害をなくそう！
①	ブリーや刀部などがむき出しになっていないかパトロールなどで確認しましょう。
②	はさまれ又は巻き込まれる恐れがある箇所には、カバーおよび非常停止装置を設置しましょう。
③	トラブル処理や掃除・点検は、機械を停止してから行いましょう。
④	トラブル処理や掃除・点検の際の機械の停止について、繰り返し、安全教育を行います。

重点事項5	交通労働災害をなくそう！ ＜墜落災害と並んで、最も多く死亡労働災害が発生している災害です＞
①	労働時間を適正に管理し、過労運転を防止しましょう。
②	時間にゆとりを持った運送計画を立てましょう。また、交通危険マップを活用した安全衛生教育を行います。
③	スピードは控えめに、車間距離は十分に取らしましょう。
④	荷主や元請事業場は、運送業者や下請け事業場の交通災害防止に協力しましょう。

安全管理活動を行う際には、まずは法令事項を遵守することが必要です。また、労働災害のメカニズムにある「人」「もの」「管理」のうち、「人」はヒューマンエラーが起こるため優先順位は下げ、まずは「もの」と「管理」を優先的に実行する必要があります。そのうえで、最後に来る「人」の注意力の向上については次のような方法もあります（参考B、C、D）。上述の優先順位を理解の上でご参考にしてください。注意力の向上以外（参考A、E）についてもあわせてご参考にしてください。

参考A	リスクアセスメントを実施しよう！
①	職場の中、仕事の中に潜在する危険を洗い出して評価しましょう。（取り組みの考え方として点数評価が目立つがちですが、まずは危険を多く洗い出す方が重要です。また、とりまめて終了ではなく、結果を安全教育などの各種管理活動にリンクさせることでこのリスクアセスメントが活きてきます。）

参考B	危険予知活動を実施しよう！
①	危険予知活動には「作業開始前KY」「一人KY」「相互KY」（声の掛け合い）がありますので、それぞれ実践しましょう。
②	「あいまい」「マンネリ」「実行されない」の三大課題に気をつけながら実施しましょう。

参考C	指差呼称を実施しよう！
①	人間の視野は左右100度ぐらいありますが、物の形や色をハッキリと確認できるのは焦点を当てた注視点から1～2度程度の狭い範囲で、ほかはぼんやりと認識している程度です。ですので、指差呼称は、対象物にきちんと指差して、「いち・に」と心の中で数えながら一旦止まるくらいがベストです。
②	人間の脳は全体の3%程しか使われず、残りの97%は「無意識」、いわゆる「ぼんやり」した状態といわれています。これに対し、指差呼称を行うと、前頭葉の血流が上がり、思考や判断、意識、注意集中等の認知機能が活性化されるといわれています。

参考D	見える化を実施しよう！
①	人間は日常生活や仕事において五感（視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚）から外部情報を入手し、特にこの中でも視覚から8割を占めています。つまり、目に訴えかける安全対策は災害防止に非常に有効といえます。職場内での見える化を増やしましょう。

参考E	労働安全衛生教育を実施しよう！
①	②以外の労働者に対しても、一年に数回などは教育を受ける機会を与えるなど、随時、安全教育を行います。
②	次についても、安全教育を行います。 <ul style="list-style-type: none">「雇入れ時教育」、「作業内容変更時教育」、「職長教育」等の実施状況を確認の上、必要な教育を行ってください。安全管理者、衛生管理者、職長、作業主任者らに対して、定期的に能力向上教育を行ってください。就業制限業務従事者（免許取得者・技能講習修了者）や特別教育修了者で危険有害業務に従事する労働者に対して、法改正の内容等について、定期的に安全衛生教育を行ってください。

主唱者 一関労働基準監督署
一関労働災害防止団体等連絡協議会
公益財団法人若手労働基準協会一関支部
建設業労働災害防止協会若手県支部一関分会
建設業労働災害防止協会若手県支部千厩分会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会若手県支部一関分会
林業・木材製造業労働災害防止協会若手県支部一関分会

実施者 各事業場

一関電気工事業災害防止協議会
一関市水道工事業協同組合
千厩町工業クラブ
前沢工業クラブ



この資料は、事業場内で見やすい場所に掲示するか、コピーを労働者に配布しましょう。